

目 次

津市条例

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
津市個人情報保護に関する法律施行条例
津市情報公開条例の一部を改正する条例
津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
津市職員定数条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市手数料徴収条例の一部を改正する条例
津市公契約条例の一部を改正する条例
津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市都市公園条例の一部を改正する条例
津市水道事業給水条例の一部を改正する条例
津市水道事業給水条例等の一部を改正する条例
津市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例
津市立学校設置条例の一部を改正する条例
津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則
津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市告示

指定緊急避難場所としての指定及び指定の取消し
議決を経た予算の公表
市道路線の廃止
市道路線の認定
市道路線の区域決定
市道路線の区域変更
市道路線の供用開始
地籍調査の実施

津市公告

開発行為に係る工事の完了
建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行
津市農業振興地域整備計画の軽微な変更

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第33号

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 本市の条例及び本市の執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章に規定する執行機関をいう。以下同じ。）の規則（同法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定による三重県の条例により本市が処理することとされた事務について規定する三重県の条例及び三重県の執行機関の規則をいう。
- (2) 本市の機関 本市の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関、これらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められた職員又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき本市の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき本市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき本市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき本市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（本市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける本市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該本市の機関に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をする

ことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかか

ならず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、本市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる本市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 津市行政手続条例（平成18年津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

津市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第34号

津市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「本市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(理由付記の特例)

第3条 本市の機関は、法第82条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しない場合又は同条第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない場合において、当該保有個人情報を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を同条第1項又は第2項に規定する書面に記載しなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合にあつては、視聴、閲覧、写しの交付等での種別、情報化の進展状況等を勘案して本市の機関が定める方法による交付）

により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、本市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、本市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（財産区における法の施行）

第7条 財産区（財産区議会を除く。）における法の施行に関しては、本市の機関の例による。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、本市の機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（津市個人情報保護条例の廃止）

- 2 津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号）は、廃止する。
（津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 次に掲げる者の前項の規定による廃止前の津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項（第47条第3項及び第48条において準用する場合を含む。）の規定によるその職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において本市の指定に係る指定管理者の事務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求（以下「旧請求」という。）がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止（これらに係る旧条例第40条の2に規定する審査請求を含む。）については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第3項第2号及び第3号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、この条例の施行前においてその事務に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年

以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 7 この条例の施行前において受託者又は指定管理者であった法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であったものが、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前2項の罰金刑を科する。
- 8 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人であった者が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 9 津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置等）

- 第1条 津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「情報公開条例」という。）第19条第1項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項について、情報公開にあつては情報公開条例第2条第2項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）に、個人情報の保護にあつては津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年津市条例第34号）第2条第1項に規定する本市の機関（以下「本市の機関」という。）に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、前項に定めるもののほか、本市が出資その他財政支出等を行う法人その他の団体であつて、市長が別に定めるものからその保有する文書等に係る情報公開又はその保有する個人情報の保護に関し調査審議の依

頼があったときは、その依頼事項について必要な意見を述べることができる。

第6条第1項中「又は個人情報保護条例第41条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関」を「の規定により審査会に諮問した実施機関又は法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した本市の機関」に、「個人情報保護条例第20条各項の決定に係る保有個人情報」を「法第82条各項の決定、法第93条各項の決定及び法第101条各項の決定に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）」に改め、同条第4項中「（平成26年法律第68号）」を削る。
（津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

10 施行日前に旧請求がされた場合における旧条例第40条の2に規定する審査請求に係る諮問については、なお従前の例による。

津市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第35号

津市情報公開条例の一部を改正する条例

津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改め、「、氏名」を削る。

第12条第1項中「から起算して15日以内」を「の翌日から起算して14日以内」に改める。

第13条中「から起算して45日以内」を「の翌日から起算して44日以内」に改める。

第19条第1項中「津市情報公開・個人情報保護審査会設置条例」を「津市情報公開・個人情報保護審査会条例」に改める。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

（財産区の情報公開）

第30条 財産区の情報公開については、実施機関の例による。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後の開示請求について適用し、同日前の開示請求については、なお従前の例による。

津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第36号

津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
(津市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 津市職員の定年等に関する条例(平成18年津市条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)

第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）第18条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職（三重短期大学学長、三重短期大学学生部長及び三重短期大学附属図書館長を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢

60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を

占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占め

たまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この

限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令する日に受ける」を加え、「除く。））」を「除く。）以下同じ。）及びこれに対する地域手当の月額合計額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第13条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 津市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 津市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年津市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 津市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第13条 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定に基づき定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定に基づき定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第24条第1項第1号及び第2号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号及び同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第32条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任

用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第35条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第43条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第19条」を「第9条第1項から第3項まで、第19条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例)

- 16 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第18項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
 - (2) 津市職員の定年等に関する条例（平成18年津市条例第31号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 津市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - (4) 第7条第1項第2号アに掲げる教育職給料表（一）の適用を受ける職員
- 18 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第20項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当

該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第16項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

23 附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員	187,	215,	255,	274,	289,	315,	356,	389,	を
	700	200	200	600	700	100	800	900	

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

改める。

別表第2イの表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員	271,100	298,100	324,400
-------	---------	---------	---------

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	271,100	298,100	324,400

改める。

別表第3中

7級	1 部長及び担当理事並びに久居総合支所長の職務 2 部次長及び担当参事の職務 3 総合支所長（久居総合支所長を除く。）の職務 4 久居総合支所副総合支所長の職務
8級	1 消防長の職務 2 困難な業務を所掌する部長及び担当理事の職務 3 困難な業務を所掌する総合支所長（久居総合支所長に限る。）の職務

7 級	1 部次長及び担当参事の職務 2 総合支所長（久居総合支所長を除く。）の職務 3 久居総合支所副総合支所長の職務	に
8 級	1 消防長の職務 2 部長及び担当理事の職務 3 久居総合支所長の職務	

改める。

（津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第 8 条 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 22 年津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

（津市職員の再任用に関する条例の廃止）

第 9 条 津市職員の再任用に関する条例（平成 18 年津市条例第 27 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 1 項の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の津市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の津市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日

から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第7項まで並びに附則第10項及び第11項において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は附則第10項若しくは第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの
- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（附則第5項若しくは第6項又は第10項若しくは第11

項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第20項において同じ。）に達しているもの（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職と

する。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

1 4 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

1 5 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

1 6 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

1 7 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第19項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

1 8 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における

当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

- 19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 20 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢)

- 21 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 22 第3条の規定による改正後の津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条の規定は、施行日以後に行われる処分による減給について適用し、施行日前に行われた処分による減給については、なお従前の例による。

(津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 3 暫定再任用短時間勤務職員(附則第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、第4条の規定による改正後の津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(津市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 4 第7条の規定による改正後の津市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第16項から第23項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 5 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第7条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 6 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 7 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第7条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第24条第2項及び第3項並びに第27条第3項の規定を適用する。

- 29 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第32条第3項の規定を適用する。
- 30 新給与条例第35条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 31 津市職員の給与に関する条例第19条から第21条まで、第22条第4項及び第23条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 32 附則第5項から第19項まで、第23項及び第25項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。
（津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 33 津市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。
第16条の表第13条第1項の項を削り、同表第24条第2項第2号及び第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
第18条の表第24条第2項第2号及び第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第43条の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第44条第1項の項を削る。
（津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
- 34 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
第12条中「、第43条並びに第44条第1項」を「並びに第43条」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「と、給与条例第44条第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」」を削る。

津市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第37号

津市職員定数条例の一部を改正する条例

津市職員定数条例（平成25年津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,500人」を「2,750人」に改め、同条第1号ア中「1,581人」を「1,752人」に改め、同号イ中「149人」を「164人」に改め、同号ウ中「345人」を「365人」に改め、同号エ中「42人」を「43人」に改め、同条第2号中「14人」を「15人」に改め、同条第3号中「351人」を「390人」に改め、同条第4号中「4人」を「5人」に改め、同条第5号中「7人」を「8人」に改め、同条第6号中「7人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第38号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和5年1月1日から同年2月28日までの間における給料月額を支給に関する特例）

13 令和5年1月1日から同年2月28日までの間における市長に対する給料月額を支給に当たっては、第2条第1号に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第39号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第14低炭素建築物新築等計画の認定の項ア及びウ並びに低炭素建築物新築等計画の変更認定の項ア及びウ中「申請戸数」を「総戸数」に改め、同表備考5及び備考6を次のように改める。

5 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した額とする。

6 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。）の認定申請をする場合の手数料の金額は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める金額とする。この場合において、当該認定申請が次の(1)から(3)までの複数に該当するときは、それぞれに定める金額を合算するものとする。

(1) 申請対象部分が一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 一戸建ての住宅の手数料の金額

(2) 申請対象部分が共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した額

(3) 申請対象部分が住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額

別表第14備考7を削り、同表備考8を同表備考7とする。

別表第15建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の項ア及びウ並びに建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の項ア及びウ中「申請戸数」を

「総戸数」に改め、同表備考5及び備考6を次のように改める。

5 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める金額とする。

(1) 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した額

(2) 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額

6 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。）の認定申請をする場合の手数料の金額は、次の(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める金額とする。この場合において、当該認定申請が次の(1)から(4)までの複数に該当するときは、それぞれに定める金額を合算するものとする。

(1) 申請対象部分が一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 一戸建ての住宅の手数料の金額

(2) 申請対象部分が共同住宅等の用途に供する部分を有する場合であって、住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定するとき 住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した額

(3) 申請対象部分が共同住宅等の用途に供する部分を有する場合であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しないとき 住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額

(4) 申請対象部分が住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額

別表第15備考7を削り、同表備考8を同表備考7とし、同表備考9を同表備考8とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市公契約条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第40号

津市公契約条例の一部を改正する条例

津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「の契約」の次に「並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と本市が締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 労働者 次に掲げる者をいう。

ア 公契約に係る業務等に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所等に使用される者及び家事使用人を除く。）（指定管理協定に係る業務等に従事する者にあつては、指定管理者が直接雇用し、かつ、当該指定管理協定に係る公の施設に常駐するものに限る。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るために請負又は業務委託の契約により公契約に係る業務に従事する者のうち、次のいずれにも該当するもの（市長が適当と認める者に限る。）

(ア) 当該公契約に係る業務に使用する資材の調達を自ら行わない者

(イ) 当該公契約に係る業務に使用する建設機械その他の機械を自ら持ち込まない者

第2条第5号ア中「公契約」の次に「（指定管理協定を除く。イにおいて同じ。）」を加える。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第6条の次に次の1条を加える。

(労働報酬下限額)

第6条の2 市長は、特定公契約のうち規則で定めるものについて、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）第7条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員が初任給として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに社会情勢その他の事情を勘案し、労働報酬下限額（受注者等が規則で定める労働者に支払う1時間当たりの報酬の下限とすべき額をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第15条第1項に規定する津市公契約審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

第12条中「次に掲げる事項」の次に「（第3号に掲げる事項にあつては、規則で定める労働者に限る。）」を加え、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 労働報酬下限額

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の津市公契約条例の規定は、この条例の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第41号

津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表施設の部パターゴルフ場の項及び設備器具の部パターゴルフ用具（パター・ボール）の項を削り、同表備考を次のように改める。

〔備考〕

やすらぎの湯の回数券の有効期間は、1年間とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

津市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第42号

津市都市公園条例の一部を改正する条例

津市都市公園条例（平成18年津市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第5項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認めるときは、この限りでない。

第6条の2中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 有料公園施設の使用に係る料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第10条及び第12条第2号中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第20条の2中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第20条の11中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条の2関係）

有料公園施設の使用に係る料金の上限額

単位 円

使用区分		使用に係る料金
バーベキュー場（中ブース）	1箇所につき1日当たり	3,000
	1箇所につき半日当たり	1,500
バーベキュー場（小ブース）	1箇所につき1日当たり	2,000
	1箇所につき半日当たり	1,000
ドッグラン	1頭につき1日当たり	800
芝そりゲレンデ	1人につき1日当たり	100
<p>〔備考〕</p> <p>1 「1日」とは、午前8時30分から午後5時30分までをいう。</p> <p>2 「半日」とは、午前8時30分から午後1時まで又は午後1時から午後5時30分までをいう。</p> <p>3 バーベキュー場の使用（6月1日から9月30日までの間における使用に限る。）については、午後5時30分を超えて引き続き午後7時まで延長して使用させることができるものとし、延長使用に係る料金は、延長時間にかかわらず、500円とする。</p>		

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 有料公園施設の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第43号

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市水道事業給水条例（平成18年津市条例第222号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「申込みの際」の次に「（第5号に掲げる再開栓手数料にあっては、再開栓した日の属する月に係る料金を徴収する際）」を加える。

第38条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市水道事業給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第44号

津市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(津市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 津市水道事業給水条例（平成18年津市条例第222号）の一部を次のように改正する。

第26条中「料金は、」の次に「隔月の」を加え、「その日の属する月分」を「当月分及び前月分」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、各月の使用水量については、それぞれ均等に使用したものとみなし、各月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月の使用水量の端数を切り上げ、当月の使用水量の端数を切り捨てるものとする。

第26条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、毎月の定例日又は随時にメーターの検針を行い、料金を算定することができる。

第28条第1項を次のように改める。

定例日から次の定例日までの期間の中途において、水道の使用を開始し、若しくは中止し、又は給水を停止した場合における料金は、第23条第1項の規定を準用し、計算した額とする。この場合において、基本料金は、同項の表に定める基本料金の額に、次の各号に掲げる使用期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 15日以内 2分の1
- (2) 15日を超え1月以内 2分の2
- (3) 1月を超え1月と15日以内 2分の3
- (4) 1月と15日を超え2月以内 2分の4

第31条第1項中「毎月」を「2箇月ごとに」に改め、同項ただし書中「2箇月ごと」を「毎月又は随時」に改める。

(津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「毎月」を「2箇月ごとに」に改め、同項ただし書中「2箇月ごと」を「毎月」に改める。

(津市公共下水道条例の一部改正)

第3条 津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「前項の」を削り、「毎月」を「2使用月ごとに」に改め、同項ただし書中「2箇月ごと」を「毎使用月」に改める。

第31条第1項中「毎使用月」を「2使用月ごとに、当使用月及び前使用月」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、各使用月において排除した汚水の量については、それぞれ均等に排除したものとみなし、各使用月の排除した汚水の量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前使用月の排除した汚水の量の端数を切り上げ、当使用月の排除した汚水の量の端数を切り捨てるものとする。

第31条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、毎使用月ごと又は随時に使用料を算定することができる。

第32条中「汚水量」を「汚水の量」に改め、同条第3号中「毎使用月、その使用月」を「2使用月ごと」に、「その使用月の」を「当該2使用月の」に改める。

第33条第1項を次のように改める。

使用者が排除した汚水の量を算定する日（以下「算定日」という。）から次の算定日までの期間の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合における使用料は、第31条の規定により算定した額とする。この場合において、基本使用料は、別表第1に掲げる基本使用料の額に、次の各号に掲げる使用期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 15日以内 2分の1

- (2) 15日を超え1月以内 2分の2
- (3) 1月を超え1月と15日以内 2分の3
- (4) 1月と15日を超え2月以内 2分の4

別表第1中「下水道使用料金表」を「下水道使用料金表（1使用月につき）」に改める。

（津市工業用水道事業給水条例の一部改正）

第4条 津市工業用水道事業給水条例（平成18年津市条例第312号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「毎月定例日」を「隔月の定例日（工業用水の料金（以下「料金」という。）の算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）」に、「当該月」を「当月分及び前月分」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、各月の超過使用水量については、それぞれ均等に使用したものとみなし、各月の超過使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月の超過使用水量の端数を切り上げ、当月の超過使用水量の端数を切り捨てるものとする。

第24条第3項中「第1項又は前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、毎月の定例日又は随時にメーターの検針を行い、超過使用水量を算定することができる。
- 3 給水の制限をしたときの超過使用水量は、管理者が別に定めるところにより算定する。

第25条第1項中「工業用水の料金（以下「料金」という。）」を「料金」に改め、同条第2項中「月の中途」を「定例日から次の定例日までの期間の中途」に改める。

第27条を次のように改める。

（料金の徴収方法）

第27条 料金は、納入通知書による払込み又は口座振替若しくは集金等の方法により2箇月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを毎月又は随時に行うことができる。

（津市営浄化槽条例の一部改正）

第5条 津市営浄化槽条例（平成26年津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「毎月」を「2箇月ごとに」に改め、同項ただし書中「2箇月ごと」を「毎月」に改める。

（津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例（平成28年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「毎月」を「2箇月ごとに」に改め、同項ただし書中「2箇月ごと」を「毎月」に改める。

第16条中「第31条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の津市水道事業給水条例、第2条の規定による改正後の津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、第3条の規定による改正後の津市公共下水道条例、第4条の規定による改正後の津市工業用水道事業給水条例、第5条の規定による改正後の津市営浄化槽条例及び第6条の規定による改正後の津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後におけるそれぞれの条例の規定による料金又は使用料（以下「料金等」という。）の算定について適用する。

3 施行日前から継続している使用に係る料金等の算定に関し必要な経過措置は、市長又は上下水道事業管理者が定める。

津市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第45号

津市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例

津市立教育研究所設置条例（平成18年津市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「津市乙部2110番地」を「津市西丸之内37番8号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第46号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成18年津市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表中

「	津市立敬和幼稚園 津市立育生幼稚園	津市中河原445番地 津市阿漕町津興1158番地	」を
「	津市立敬和幼稚園	津市中河原445番地	」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第47号

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表津市豊津公民館の項及び津市黒田公民館の項を削る。

別表津市河芸公民館の部第3研修室の項を削り、同部第2会議室の項の次に次のように加える。

第1小会議室	390	520	520
第2小会議室	260	350	350

別表津市河芸公民館の部多目的室の項及び中会議室の項、津市豊津公民館の部並びに津市黒田公民館の部を削る。

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月1日から施行する。
- 津市河芸公民館の第1小会議室及び第2小会議室の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第54号

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和4年津市条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 次に掲げるものをいう。

ア 市長又はこれに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって、法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(市長が指定するものに限る。)

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は本市の機関が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機(市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。次条第1項において同じ。)とを電気通信回線で接続

した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、次に掲げる事項を、市長の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 前項の規定により申請等をする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）
- (3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める電子証明書

3 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

4 条例第3条第4項の規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信する措置又は第2項ただし書に

規定する措置とする。

5 条例第3条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第4条第1項ただし書の規則で定める方式は、次の各号のいずれかに掲げる方式とする。

(1) 前条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

3 条例第4条第4項の規則で定めるものは、電子署名とする。

4 条例第4条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を当該縦覧等を行う事務

所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を当該事務所に備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第8条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は当該事項を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項の規則で定めるものは、電子署名とする。

(適用除外)

第9条 条例第7条第1号の規則で定めるものは、次に掲げる場合に係る手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合
- (2) 処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要がある場合
- (3) 処分通知等に係る書面等を携帯し、又は提示する必要がある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長が認める場合

(添付書面等の省略)

第10条 条例第8条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の規則で定めるものは、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行う場合に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和4年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第55号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則
第27号）の一部を次のように改正する。

別表第5アの表中

26		25
26		26
27		26
27		26
28		27
28		27
29		27
29		28
30		28
30		28
31		29
31		29
32		30
32		30
33		31
33		31
34		32
34	を	32
35		33
35		33

に改める。

3 6	3 4
3 6	3 4
3 7	3 5
3 7	3 5
3 8	3 6
3 8	3 6
3 9	3 7
3 9	3 7
4 0	3 8
4 0	3 8
4 1	3 9
4 1	3 9
4 2	4 0
4 2	4 0
4 3	4 1

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第5の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による号給が改正前の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規

定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

津市告示第 259 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

また、同法第 49 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定緊急避難場所の指定

施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
榊原温泉湯の瀬	津市榊原町 6103 番地	○	×		○	○			

2 指定緊急避難場所の指定の取消し

種類	避難場所	所在地
一時避難場所	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」	津市榊原町 6101 番地

津市告示第260号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和4年12月22日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和4年12月26日

津市長 前 葉 泰 幸

- 令和4年度津市一般会計補正予算（第12号）
- 令和4年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 令和4年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 令和4年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 令和4年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 令和4年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第2号）
- 令和4年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 令和4年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 令和4年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 令和4年度津市水道事業会計補正予算（第1号）
- 令和4年度津市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 令和4年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 令和4年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）
- 令和4年度津市一般会計補正予算（第13号）

令和4年度津市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度津市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ448,421千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,167,291千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 使用料及び手数料		1,867,175	79,207	1,946,382
	1 使用料	1,663,867	79,207	1,743,074
17 国庫支出金		23,711,565	7,102	23,718,667
	2 国庫補助金	8,417,850	7,102	8,424,952
18 県支出金		8,059,938	△10,487	8,049,451
	1 県負担金	5,204,576	1,678	5,206,254
	2 県補助金	2,251,002	5,910	2,256,912
	3 委託金	604,360	△18,075	586,285
19 財産収入		199,312	1,151	200,463
	1 財産運用収入	140,684	1,151	141,835
20 寄附金		258,389	1,200	259,589
	1 寄附金	258,389	1,200	259,589
21 繰入金		5,780,567	360,650	6,141,217
	1 他会計繰入金	28,052	16,524	44,576
	2 基金繰入金	5,752,515	344,126	6,096,641
23 諸収入		836,709	9,598	846,307
	5 雑収入	719,508	9,598	729,106
歳入合計		120,718,870	448,421	121,167,291

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		569,035	△5,041	563,994
	1 議 会 費	569,035	△5,041	563,994
2 総 務 費		14,052,780	313,469	14,366,249
	1 総 務 管 理 費	11,736,509	356,308	12,092,817
	2 徴 税 費	1,362,283	△13,091	1,349,192
	3 戸籍住民基本台帳費	645,298	△8,101	637,197
	4 選 挙 費	200,566	△17,321	183,245
	5 統 計 調 査 費	24,511	△3,409	21,102
	6 監 査 委 員 費	83,613	△917	82,696
3 民 生 費		47,719,371	△8,403	47,710,968
	1 社 会 福 祉 費	26,172,814	△13,874	26,158,940
	2 児 童 福 祉 費	15,978,363	200	15,978,563
	3 生 活 保 護 費	5,558,094	5,271	5,563,365
4 衛 生 費		13,630,203	142,054	13,772,257
	1 保 健 衛 生 費	5,863,282	44,176	5,907,458
	2 斎 場 費	287,847	18,541	306,388
	3 環 境 費	420,964	△27,244	393,720
	4 清 掃 費	5,690,189	99,592	5,789,781
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	18,858	271	19,129
	8 生 活 排 水 処 理 費	440,918	6,718	447,636
6 農 林 水 産 業 費		2,600,136	△6,969	2,593,167
	1 農 業 費	1,697,433	△35,924	1,661,509
	2 林 業 費	421,752	548	422,300
	3 水 産 業 費	46,914	12,826	59,740
	4 農 業 集 落 排 水 費	434,037	15,581	449,618
7 商 工 費		2,586,224	2,474	2,588,698
	1 商 工 費	2,586,224	2,474	2,588,698
8 土 木 費		13,717,085	△67,642	13,649,443
	1 土 木 管 理 費	287,804	△9,278	278,526
	2 道 路 橋 り よ う 費	4,819,802	△55,192	4,764,610
	3 河 川 費	637,397	1,970	639,367
	5 都 市 計 画 費	7,409,819	△10,450	7,399,369
	6 住 宅 費	422,268	5,308	427,576
9 消 防 費		4,111,441	46,002	4,157,443
	1 消 防 費	4,111,441	46,002	4,157,443

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		9,883,211	32,477	9,915,688
	1 教 育 総 務 費	2,317,166	△20,265	2,296,901
	2 小 学 校 費	2,153,620	75,781	2,229,401
	3 中 学 校 費	947,856	29,958	977,814
	4 幼 稚 園 費	1,238,036	△73,527	1,164,509
	5 社 会 教 育 費	2,424,173	15,981	2,440,154
	6 短 期 大 学 費	802,360	4,549	806,909
歳 出	合 計	120,718,870	448,421	121,167,291

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	6 住宅費	市営住宅附帯施設整備事業	5,610

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路維持事業	令和5年度	78,000
中勢グリーンパーク指定管理委託	令和5年度から 令和14年度まで	304,800

令和4年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,684千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,852,011千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,251千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 県 支 出 金		19,671,675	428	19,672,103
	2 県 補 助 金	19,671,675	428	19,672,103
11 繰 入 金		1,785,933	△16,112	1,769,821
	1 繰 入 金	1,785,933	△16,112	1,769,821
歳 入 合 計		26,867,695	△15,684	26,852,011

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		400,162	△16,125	384,037
	1 総 務 管 理 費	290,707	△16,125	274,582
9 基 金 積 立 金		422,883	△92,743	330,140
	1 基 金 積 立 金	422,883	△92,743	330,140
11 諸 支 出 金		64,641	93,184	157,825
	1 償還金及び還付加算金	35,218	93,155	128,373
	2 繰 出 金	29,423	29	29,452
歳 出 合 計		26,867,695	△15,684	26,852,011

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		29,423	13	29,436
	1 事業勘定繰入金	29,423	13	29,436
歳入合計		64,238	13	64,251

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		42,766	13	42,779
	1 施設管理費	42,766	13	42,779
歳出合計		64,238	13	64,251

令和4年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,163,607千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		6,995,105	3,845	6,998,950
	1 国庫負担金	5,099,492	2,827	5,102,319
	2 国庫補助金	1,895,613	1,018	1,896,631
4 支払基金交付金		7,664,419	3,814	7,668,233
	1 支払基金交付金	7,664,419	3,814	7,668,233
5 県支出金		4,171,917	1,922	4,173,839
	1 県負担金	3,967,578	1,766	3,969,344
	2 県補助金	204,339	156	204,495
7 繰入金		4,497,486	△9,154	4,488,332
	1 一般会計繰入金	4,497,486	△9,154	4,488,332
歳入	合計	30,163,180	427	30,163,607

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		436,916	△11,076	425,840
	1 総務管理費	153,781	△2,746	151,035
	4 介護認定審査会費	86,807	△8,330	78,477
2 保険給付費		27,908,682	14,133	27,922,815
	1 介護及び予防給付費	27,159,615	14,133	27,173,748
3 地域支援事業費		1,303,186	813	1,303,999
	2 包括的支援事業・任意事業費	613,955	813	614,768
4 基金積立金		141,722	△3,466	138,256
	1 基金積立金	141,722	△3,466	138,256
6 諸支出金		336,274	23	336,297
	1 償還金及び還付加算金	329,056	23	329,079
歳出	合計	30,163,180	427	30,163,607

令和4年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,134千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,228,918千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		3,934,196	△4,134	3,930,062
	1 一般会計繰入金	3,934,196	△4,134	3,930,062
歳入合計		7,233,052	△4,134	7,228,918

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		94,581	△4,134	90,447
	1 総務管理費	75,207	△4,134	71,073
歳出合計		7,233,052	△4,134	7,228,918

令和4年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,715千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ482,624千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		314,356	△1,715	312,641
	1 一般会計繰入金	309,842	△1,715	308,127
歳入合計		484,339	△1,715	482,624

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		26,789	65	26,854
	1 総務管理費	26,789	65	26,854
2 事業費		427,831	△1,796	426,035
	1 市営浄化槽事業費	427,831	△1,796	426,035
4 公債費		24,898	16	24,914
	1 公債費	24,898	16	24,914
歳出合計		484,339	△1,715	482,624

令和4年度津市共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		44,955	4,110	49,065
	1 一般会計繰入金	44,955	4,110	49,065
歳入合計		172,833	4,110	176,943

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		28,313	△323	27,990
	1 総務管理費	28,313	△323	27,990
2 事業費		144,520	4,433	148,953
	1 共同污水处理施設事業費	144,520	4,433	148,953
歳出合計		172,833	4,110	176,943

令和4年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,581千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ599,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		434,037	15,581	449,618
	1 繰 入 金	434,037	15,581	449,618
歳 入 合 計		583,937	15,581	599,518

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		38,741	△548	38,193
	1 総 務 管 理 費	38,741	△548	38,193
2 事 業 費		247,160	16,129	263,289
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	247,160	16,129	263,289
歳 出 合 計		583,937	15,581	599,518

令和4年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,584千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,424千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		227,006	△13,584	213,422
	1 繰入金	227,006	△13,584	213,422
歳入合計		227,008	△13,584	213,424

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		81,624	△13,584	68,040
	1 事業費	81,624	△13,584	68,040
歳出合計		227,008	△13,584	213,424

令和4年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,383千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	16,523	16,524
	1 繰越金	1	16,523	16,524
歳入合計		28,860	16,523	45,383

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		28,860	16,523	45,383
	1 総務管理費	28,860	16,523	45,383
歳出合計		28,860	16,523	45,383

令和4年度津市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度津市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	9,420,574	2,279	9,422,853
第2項 営業外収益	1,275,315	2,279	1,277,594

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,184,877	6,867	8,191,744
第1項 営業費用	7,760,721	5,029	7,765,750
第2項 営業外費用	415,724	1,838	417,562

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,668,533千円」を「2,667,307千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	6,092,959	△1,226	6,091,733
第1項 建設改良費	4,832,016	△1,226	4,830,790

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

科 目		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	913,688	△68,177	845,511

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年度津市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度津市工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度津市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		単位 千円		
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 工業用水道事業費用	20,800	2,091	22,891	
第1項 営業費用	19,800	2,091	21,891	

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を削り、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		単位 千円		
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 資本的支出	500	△500	0	
第1項 建設改良費	500	△500	0	

（たな卸資産購入限度額）

第4条 予算第6条を削る。

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度津市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	10,802,803	△9,491	10,793,312
第1項 営業収益	3,572,373	1,465	3,573,838
第2項 営業外収益	7,230,428	△10,956	7,219,472

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	9,692,347	27,225	9,719,572
第1項 営業費用	8,611,962	29,159	8,641,121
第2項 営業外費用	1,077,841	△1,934	1,075,907

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中 「3,101,037千円」を 「3,106,579千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	6,719,867	12	6,719,879
第3項 補助金	2,256,465	12	2,256,477

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	9,820,904	5,554	9,826,458
第1項 建設改良費	4,468,849	5,439	4,474,288
第3項 企業債償還金	5,173,150	115	5,173,265

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

単位 千円

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	554,307	△7,609	546,698

(他会計からの補助金)

第5条 予算第11条中「4,057,674千円」を「4,048,583千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項 目	単位 千円		
	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間舟券発売金	52,397,600	6,310,192	58,707,792
(3) 1日平均舟券発売金	291,098	35,056	326,154

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	収 入		
	単位 千円		
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 モーターボート競走事業収益	54,430,690	6,310,290	60,740,980
第1項 営業収益	54,331,599	6,310,192	60,641,791
第2項 営業外収益	99,091	98	99,189

科 目	支 出		
	単位 千円		
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 モーターボート競走事業費用	51,261,677	5,488,655	56,750,332
第1項 営業費用	51,097,543	5,488,655	56,586,198

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「337,916千円」を「337,930千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	収 入		
	単位 千円		
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	1,418,111	△867,246	550,865
第3項 基金繰入金	1,418,111	△867,246	550,865

支 出		単位 千円	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1,756,027	△867,232	888,795
第1項 建設改良費	1,755,991	△867,246	888,745
第3項 投資	36	14	50

(継続費)

第5条 令和2年度津市モーターボート競走事業会計補正予算(第3号)第4条で改めた継続費の総額及び年割額を、次のように改める。

			単位 千円					
款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	モーター ボート競 走場競技 棟等整備 事業	3,946,959	令和2年度	28,570	4,023,008	令和2年度	28,570
				令和3年度	471,408		令和3年度	471,408
				令和4年度	1,418,111		令和4年度	550,865
				令和5年度	974,099		令和5年度	1,533,228
				令和6年度	1,054,771		令和6年度	1,438,937

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
G I ツッキー王座決定戦開催事業	令和5年度	12,053千円
P G I 第37回レディースチャンピオン開催事業	令和5年度	19,315千円

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年度津市一般会計補正予算（第13号）

令和4年度津市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,031,982千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,199,273千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 地方交付税		20,324,197	451,657	20,775,854
	1 地方交付税	20,324,197	451,657	20,775,854
15 分担金及び負担金		594,409	25,143	619,552
	1 分担金	26,422	25,143	51,565
17 国庫支出金		23,718,667	393,975	24,112,642
	1 国庫負担金	15,288,295	34,893	15,323,188
	2 国庫補助金	8,424,952	359,082	8,784,034
18 県支出金		8,049,451	215,996	8,265,447
	1 県負担金	5,206,254	35,757	5,242,011
	2 県補助金	2,256,912	180,239	2,437,151
21 繰入金		6,141,217	△317,789	5,823,428
	2 基金繰入金	6,096,641	△317,789	5,778,852
24 市債		5,210,500	263,000	5,473,500
	1 市債	5,210,500	263,000	5,473,500
歳入	合計	121,167,291	1,031,982	122,199,273

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		47,710,968	235,905	47,946,873
	2 児童福祉費	15,978,563	235,905	16,214,468
6 農林水産業費		2,593,167	161,016	2,754,183
	1 農業費	1,661,509	161,016	1,822,525
8 土木費		13,649,443	586,380	14,235,823
	2 道路橋りょう費	4,764,610	441,005	5,205,615
	4 港湾費	139,995	4,200	144,195
	5 都市計画費	7,399,369	141,175	7,540,544
11 災害復旧費		16,997	48,681	65,678
	2 公共土木施設災害復旧費	15,561	48,681	64,242
歳出	合計	121,167,291	1,031,982	122,199,273

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	耐震対策ため池改修事業	74,250
6 農林水産業費	1 農業費	県営等土地改良事業	66,122
6 農林水産業費	1 農業費	農地耕作条件改善事業	20,644
8 土木費	2 道路橋りょう費	地籍調査事業	142,797
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持事業（交付金事業）	298,208
8 土木費	4 港湾費	港湾整備事業	4,200
8 土木費	5 都市計画費	道路新設改良事業	38,800
8 土木費	5 都市計画費	都市公園整備事業	141,175
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	51,935
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	4,472

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木施設災害復旧事業	17,300	証書借入又は証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
農業生産基盤整備事業	75,100	134,400
道路整備事業	1,269,600	1,410,800

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
港湾整備事業	14,000	18,200
公園整備事業	233,900	274,900

津市告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第3項の規定に基づき、次のように道路を廃止した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1061	妙法寺13号線	津市安濃町妙法寺	
		津市安濃町妙法寺	

津市告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のように市道路線に認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
2653	一身田平野第11号線	津市一身田平野	
		津市一身田平野	
2654	一身田平野第12号線	津市一身田平野	
		津市一身田平野	
2655	一身田平野第13号線	津市一身田平野	
		津市一身田平野	
2656	一身田平野第14号線	津市一身田平野	
		津市一身田平野	
3945	上浜町第93号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3946	上浜町第94号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3947	上浜町第95号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3948	上浜町第96号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3949	上浜町第97号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3950	上浜町第98号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3951	上浜町第99号線	津市上浜町五丁目	

		津市上浜町五丁目	
3952	島崎町第19号線	津市島崎町	
		津市島崎町	
3953	島崎町第20号線	津市島崎町	
		津市島崎町	
3954	島崎町第21号線	津市島崎町	
		津市島崎町	
3955	島崎町第22号線	津市島崎町	
		津市島崎町	
3956	島崎町第23号線	津市島崎町	
		津市島崎町	
3957	島崎町第24号線	津市島崎町	
		津市島崎町	
3958	広明町第28号線	津市広明町	
		津市広明町	
3959	広明町第29号線	津市広明町	
		津市広明町	
3960	鳥居町第14号線	津市鳥居町	
		津市鳥居町	
3961	鳥居町第15号線	津市鳥居町	
		津市鳥居町	
3962	観音寺町第25号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
3963	観音寺町第26号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
3964	観音寺町第27号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
3965	観音寺町第28号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
3966	観音寺町第29号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
3967	観音寺町第30号線	津市観音寺町	

		津市観音寺町	
3 9 6 8	観音寺町第 3 1 号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
3 9 6 9	長岡町第 6 1 号線	津市長岡町	
		津市長岡町	
3 9 7 0	長岡町第 6 2 号線	津市渋見町	
		津市長岡町	
3 9 7 1	長岡町第 6 3 号線	津市長岡町	
		津市長岡町	
3 9 7 2	渋見町第 1 6 号線	津市渋見町	
		津市渋見町	
4 3 6 8	押加部町第 9 号線	津市押加部町	
		津市押加部町	
4 3 6 9	押加部町第 1 0 号線	津市押加部町	
		津市押加部町	
4 3 7 0	押加部町第 1 1 号線	津市押加部町	
		津市押加部町	
4 3 7 1	押加部町第 1 2 号線	津市押加部町	
		津市押加部町	
2 5 9 9	野村 7 5 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
4 6 1 1	浜田 8 号線	津市河芸町浜田	
		津市河芸町浜田	
4 6 1 2	浜田 9 号線	津市河芸町浜田	
		津市河芸町浜田	
4 6 1 3	浜田 1 0 号線	津市河芸町浜田	
		津市河芸町浜田	
3 3 0 8	庄村 2 1 号線	津市一志町庄村	
		津市一志町庄村	
3 3 0 9	八太 1 号線	津市一志町八太	
		津市一志町八太	

津市告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長(m)
			幅員(m)
2653	一身田平野第11号線	津市一身田平野字町長430番81地先から津市一身田平野字町長408番5地先まで	91.9
			6.0～13.1
2654	一身田平野第12号線	津市一身田平野字町長408番11地先から津市一身田平野字町長408番17地先まで	49.5
			3.6～13.1
2655	一身田平野第13号線	津市一身田平野字町長408番4地先から津市一身田平野字町長408番16地先まで	52.3
			6.0～9.5
2656	一身田平野第14号線	津市一身田平野字町長408番10地先内	17.2
			4.5～10.9
3945	上浜町第93号線	津市上浜町五丁目165番2地先から津市上浜町165番7地先まで	64.2
			6.2～15.7
3946	上浜町第94号線	津市上浜町五丁目155番5地先から津市上浜町155番2地先まで	33.4
			4.0～6.2
3947	上浜町第95号線	津市上浜町五丁目153番3地先から津市上浜町五丁目153番5地先まで	31.5
			5.2～10.0

3948	上浜町第96号線	津市上浜町五丁目69番43地 先から津市上浜町五丁目69番 47地先まで	64.2
			5.2～ 13.2
3949	上浜町第97号線	津市上浜町五丁目69番19地 先から津市上浜町五丁目69番 36地先まで	63.5
			6.2～ 13.2
3950	上浜町第98号線	津市上浜町五丁目69番19地 先から津市上浜町五丁目69番 23地先まで	82.2
			6.2～ 13.6
3951	上浜町第99号線	津市上浜町五丁目69番35地 先から津市上浜町五丁目69番 30地先まで	82.7
			6.2～ 13.6
3952	島崎町第19号線	津市島崎町174番10地先か ら津市島崎町158番31地先 まで	138.5
			10.0～ 19.1
3953	島崎町第20号線	津市島崎町174番10地先か ら津市島崎町158番7地先ま で	211.3
			6.0～ 15.0
3954	島崎町第21号線	津市島崎町179番40地先か ら津市島崎町179番53地先 まで	106.5
			6.2～ 14.9
3955	島崎町第22号線	津市島崎町158番29地先か ら津市島崎町179番48地先 まで	56.7
			6.2～ 15.7
3956	島崎町第23号線	津市島崎町155番2地先から 津市島崎町158番17地先ま で	162.8
			6.2～ 15.2
3957	島崎町第24号線	津市島崎町155番9地先から 津市島崎町155番13地先ま で	65.0
			5.2～ 15.9
		津市広明町150番14地先か	53.2

3958	広明町第28号線	ら津市広明町150番13地先 まで	6.0～ 9.5
3959	広明町第29号線	津市広明町87番3地先から津 市広明町87番6地先まで	69.7
			6.0～ 9.9
3960	鳥居町第14号線	津市鳥居町277番1地先から 津市鳥居町278番12地先ま で	68.0
			6.0～ 9.6
3961	鳥居町第15号線	津市鳥居町278番7地先から 津市鳥居町278番8地先まで	23.7
			5.0～ 9.2
3962	観音寺町第25号線	津市観音寺町字焼尾1042番 5地先から津市観音寺町字焼尾 1042番16地先まで	143.9
			8.0～ 15.6
3963	観音寺町第26号線	津市観音寺町字焼尾790番1 4地先から津市観音寺町字焼尾 790番18地先まで	67.4
			5.0～ 14.5
3964	観音寺町第27号線	津市観音寺町字焼尾790番1 1地先から津市観音寺町字焼尾 790番13地先まで	36.8
			5.0～ 8.7
3965	観音寺町第28号線	津市観音寺町字北谷734番2 5地先から津市観音寺町字北谷 734番22地先まで	43.2
			6.2～ 13.9
3966	観音寺町第29号線	津市観音寺町字北谷736番2 地先から津市観音寺町字北谷7 36番5地先まで	63.4
			6.2～ 13.1
3967	観音寺町第30号線	津市観音寺町字北谷736番7 地先内	14.8
			6.2～ 13.4
3968	観音寺町第31号線	津市観音寺町字北谷736番1 8地先から津市観音寺町字北谷 736番14地先まで	42.4
			6.2～ 13.7

3969	長岡町第61号線	津市長岡町字君ケ口750番37地先から津市長岡町字君ケ口750番61地先まで	102.0
			6.2～ 21.0
3970	長岡町第62号線	津市渋見町字若林330番60地先から津市長岡町字君ケ口728番12地先まで	130.9
			5.2～ 17.0
3971	長岡町第63号線	津市長岡町字君ケ口748番10地先から津市長岡町字君ケ口748番12地先まで	38.1
			6.2～ 14.4
3972	渋見町第16号線	津市渋見町字黒田2番11地先から津市渋見町字黒田3番10地先まで	109.3
			6.2～ 12.1
4368	押加部町第9号線	津市押加部町671番9地先から津市押加部町656番10地先まで	136.9
			4.5～ 11.7
4369	押加部町第10号線	津市押加部町665番7地先から津市押加部町665番8地先まで	20.9
			4.0～ 7.4
4370	押加部町第11号線	津市押加部町665番11地先から津市押加部町665番12地先まで	19.4
			5.0～ 12.1
4371	押加部町第12号線	津市押加部町656番6地先から津市押加部町656番5地先まで	31.9
			5.0～ 8.7
2599	野村75号線	津市久居野村町字八丁754番1地先から津市久居野村町字八丁759番1地先まで	174.0
			6.0～ 12.7
4611	浜田8号線	津市河芸町浜田字下浦508番26地先から津市河芸町浜田字下浦508番20地先まで	161.0
			6.0～ 13.4
		津市河芸町浜田字下浦508番	131.6

4 6 1 2	浜田 9 号線	2 6 地先から津市河芸町浜田字下浦 5 3 0 番 3 地先まで	6.0～ 13.5
4 6 1 3	浜田 1 0 号線	津市河芸町浜田字下浦 5 0 8 番 3 3 地先から津市河芸町浜田字下浦 5 0 8 番 4 0 地先まで	62.2
			6.0～ 15.4
3 3 0 8	庄村 2 1 号線	津市一志町庄村字庄田目 4 4 2 番 1 3 地先から津市一志町庄村字庄田目 4 4 2 番 1 7 地先まで	180.8
			5.0～ 12.1
3 3 0 9	八太 1 号線	津市一志町八太字八反田 1 6 3 8 番 5 地先から津市一志町八太字八反田 1 6 3 8 番 1 2 地先まで	100.4
			2.5～ 18.5
2 6 4 6	一身田町長岡線	津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 4 9 地先から津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 7 3 地先まで	68.8
			5.0～ 12.0

津市告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1014 美松園団地第4号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白塚町字泥1146番1地先内	旧	2.7～ 4.9	45.7
津市白塚町字泥1146番1地先内	新	6.0	45.7

2 路線名 2309 志登茂園団地一身田平野線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一身田平野字町長430番2地先から津市一身田平野字町長408番6地先まで	旧	3.1～ 3.5	58.0
津市一身田平野字町長430番2地先から津市一身田平野字町長408番6地先まで	新	4.5～ 4.6	58.0

3 路線名 3614 長岡町第43号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市長岡町字東高野尾842番56地先から津市長岡町字東高野尾842番86地先まで	新	4.8～ 12.4	85.1

4 路線名 3926 長岡町第55号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市長岡町字君ケ口748番5地先から津市長岡町字君ケ口750番39地先まで	新	4.2～ 12.3	34.2

5 路線名 1086 野村16号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野村町字八丁754番1地先から津市久居野村町字八丁759番1地先まで	旧	4.5～ 5.8	67.6
津市久居野村町字八丁754番1地先から津市久居野村町字八丁759番1地先まで	新	5.8～ 6.0	67.6

6 路線名 3018 庄村18号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一志町庄村字南出298番5地先から津市一志町庄村字南出296番地先まで	旧	2.4	14.7
津市一志町庄村字南出298番5地先から津市一志町庄村字南出298番8地先まで	新	4.0～ 10.9	99.0

7 路線名 4549 南黒田練木八知線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市河芸町南黒田字山王1085番1地先から津市河芸町南黒田字山王1079番地先まで	旧	2.1	100.2

8 路線名 4576 三行北黒田線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)

津市河芸町三行字成瀬 3 6 8 番 1 地先から津市河芸町三行字成瀬 3 0 8 番 8 地先まで	旧	2.0～ 3.0	144.3
津市河芸町三行字成瀬 3 6 8 番 1 地先から津市河芸町三行字成瀬 3 0 8 番 8 地先まで	新	3.1～ 7.3	189.1

9 路線名 3 0 0 6 西ノ垣内北谷線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白山町三ヶ野字親垣内 3 7 8 3 番 1 地先から津市白山町三ヶ野字越後谷 3 8 1 7 番 2 地先まで	新	4.6～ 22.7	45.0

1 0 路線名 5 4 2 6 野田第 1 5 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市野田字沢中 1 9 6 6 番 2 地先から津市野田字掛木 2 8 4 8 番 3 地先まで	旧	3.6～ 9.5	134.3
津市野田字沢中 2 8 3 5 番 2 地先から津市野田字掛木 2 8 4 8 番 3 地先まで	新	5.5～ 7.5	185.2

1 1 路線名 5 5 0 2 野田第 1 9 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市野田字沢中 1 9 6 7 番 1 地先から津市野田字沢中 1 9 9 2 番 3 1 地先まで	旧	7.5～ 12.3	133.2
津市野田字沢中 1 9 7 9 番 2 地先から津市野田字沢中 1 9 9 2 番 3 1 地先まで	新	12.3～ 27.2	115.9

1 2 路線名 5 5 0 3 野田第 2 0 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)

津市野田字沢中 1 9 9 2 番 2 5 地先から津市野田字沢中 1 9 6 8 番 5 地先まで	新	6.6～ 11.8	128.8
津市野田字鎌部 2 7 7 8 番地先から津市野田字沢中 1 9 8 5 番 1 地先まで	旧	3.3～ 22.3	521.8

1 3 路線名 5 5 0 4 野田第 2 1 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市野田字掛木 2 8 4 4 番 5 地先から津市野田字掛木 2 8 4 3 番 7 地先まで	旧	4.0	59.4
津市野田字沢中 1 9 6 6 番 2 地先から津市野田字掛木 2 8 4 3 番 7 地先まで	新	6.0～ 9.5	52.3
津市野田字掛木 2 8 4 1 番地先から津市野田字鎌部 2 7 6 1 番地先まで	旧	4.0～ 6.0	662.2

津市告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
2653	一身田平野第11号線	津市一身田平野字町長430番81地先から津市一身田平野字町長408番5地先まで	令和4年12月28日
2654	一身田平野第12号線	津市一身田平野字町長408番11地先から津市一身田平野字町長408番17地先まで	令和4年12月28日
2655	一身田平野第13号線	津市一身田平野字町長408番4地先から津市一身田平野字町長408番16地先まで	令和4年12月28日
2656	一身田平野第14号線	津市一身田平野字町長408番10地先内	令和4年12月28日
3945	上浜町第93号線	津市上浜町五丁目165番2地先から津市上浜町165番7地先まで	令和4年12月28日
3946	上浜町第94号線	津市上浜町五丁目155番5地先から津市上浜町155番2地先まで	令和4年12月28日
3947	上浜町第95号線	津市上浜町五丁目153番3地先から津市上浜町五丁目153番5地先まで	令和4年12月28日
3948	上浜町第96号線	津市上浜町五丁目69番43地先から津市上浜町五丁目69番	令和4年12月28日

		47地先まで	
3949	上浜町第97号線	津市上浜町五丁目69番19地先から津市上浜町五丁目69番36地先まで	令和4年12月28日
3950	上浜町第98号線	津市上浜町五丁目69番19地先から津市上浜町五丁目69番23地先まで	令和4年12月28日
3951	上浜町第99号線	津市上浜町五丁目69番35地先から津市上浜町五丁目69番30地先まで	令和4年12月28日
3952	島崎町第19号線	津市島崎町174番10地先から津市島崎町158番31地先まで	令和4年12月28日
3953	島崎町第20号線	津市島崎町174番10地先から津市島崎町158番7地先まで	令和4年12月28日
3954	島崎町第21号線	津市島崎町179番40地先から津市島崎町179番53地先まで	令和4年12月28日
3955	島崎町第22号線	津市島崎町158番29地先から津市島崎町179番48地先まで	令和4年12月28日
3956	島崎町第23号線	津市島崎町155番2地先から津市島崎町158番17地先まで	令和4年12月28日
3957	島崎町第24号線	津市島崎町155番9地先から津市島崎町155番13地先まで	令和4年12月28日
3958	広明町第28号線	津市広明町150番14地先から津市広明町150番13地先まで	令和4年12月28日
3959	広明町第29号線	津市広明町87番3地先から津	令和4年12月

	号線	市広明町 8 7 番 6 地先まで	2 8 日
3 9 6 0	鳥居町第 1 4 号線	津市鳥居町 2 7 7 番 1 地先から 津市鳥居町 2 7 8 番 1 2 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 9 6 1	鳥居町第 1 5 号線	津市鳥居町 2 7 8 番 7 地先から 津市鳥居町 2 7 8 番 8 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 9 6 2	観音寺町第 2 5 号線	津市観音寺町字焼尾 1 0 4 2 番 5 地先から津市観音寺町字焼尾 1 0 4 2 番 1 6 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 9 6 3	観音寺町第 2 6 号線	津市観音寺町字焼尾 7 9 0 番 1 4 地先から津市観音寺町字焼尾 7 9 0 番 1 8 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 9 6 4	観音寺町第 2 7 号線	津市観音寺町字焼尾 7 9 0 番 1 1 地先から津市観音寺町字焼尾 7 9 0 番 1 3 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 9 6 5	観音寺町第 2 8 号線	津市観音寺町字北谷 7 3 4 番 2 5 地先から津市観音寺町字北谷 7 3 4 番 2 2 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 9 6 6	観音寺町第 2 9 号線	津市観音寺町字北谷 7 3 6 番 2 地先から津市観音寺町字北谷 7 3 6 番 5 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 9 6 7	観音寺町第 3 0 号線	津市観音寺町字北谷 7 3 6 番 7 地先内	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 9 6 8	観音寺町第 3 1 号線	津市観音寺町字北谷 7 3 6 番 1 8 地先から津市観音寺町字北谷 7 3 6 番 1 4 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 9 6 9	長岡町第 6 1 号線	津市長岡町字君ケ口 7 5 0 番 3 7 地先から津市長岡町字君ケ口 7 5 0 番 6 1 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 9 7 0	長岡町第 6 2 号線	津市洪見町字若林 3 3 0 番 6 0 地先から津市長岡町字君ケ口 7 2 8 番 1 2 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日

3971	長岡町第63号線	津市長岡町字君ケ口748番10地先から津市長岡町字君ケ口748番12地先まで	令和4年12月28日
3972	渋見町第16号線	津市渋見町字黒田2番11地先から津市渋見町字黒田3番10地先まで	令和4年12月28日
4368	押加部町第9号線	津市押加部町671番9地先から津市押加部町656番10地先まで	令和4年12月28日
4369	押加部町第10号線	津市押加部町665番7地先から津市押加部町665番8地先まで	令和4年12月28日
4370	押加部町第11号線	津市押加部町665番11地先から津市押加部町665番12地先まで	令和4年12月28日
4371	押加部町第12号線	津市押加部町656番6地先から津市押加部町656番5地先まで	令和4年12月28日
2599	野村75号線	津市久居野村町字八丁754番1地先から津市久居野村町字八丁759番1地先まで	令和4年12月28日
4611	浜田8号線	津市河芸町浜田字下浦508番26地先から津市河芸町浜田字下浦508番20地先まで	令和4年12月28日
4612	浜田9号線	津市河芸町浜田字下浦508番26地先から津市河芸町浜田字下浦530番3地先まで	令和4年12月28日
4613	浜田10号線	津市河芸町浜田字下浦508番33地先から津市河芸町浜田字下浦508番40地先まで	令和4年12月28日
3308	庄村21号線	津市一志町庄村字庄田目442番13地先から津市一志町庄村	令和4年12月28日

		字庄田目 4 4 2 番 1 7 地先まで	
3 3 0 9	八太 1 号線	津市一志町八太字八反田 1 6 3 8 番 5 地先から津市一志町八太字八反田 1 6 3 8 番 1 2 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
2 6 4 6	一身田町長岡線	津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 4 9 地先から津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 7 3 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
1 0 1 4	美松園団地第 4 号線	津市白塚町字泥 1 1 4 6 番 1 地先内	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
2 3 0 9	志登茂園団地 一身田平野線	津市一身田平野字町長 4 3 0 番 2 地先から津市一身田平野字町長 4 0 8 番 6 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 6 1 4	長岡町第 4 3 号線	津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 5 6 地先から津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 8 6 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 9 2 6	長岡町第 5 5 号線	津市長岡町字君ケ口 7 4 8 番 5 地先から津市長岡町字君ケ口 7 5 0 番 3 9 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
1 0 8 6	野村 1 6 号線	津市久居野村町字八丁 7 5 4 番 1 地先から津市久居野村町字八丁 7 5 9 番 1 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 0 1 8	庄村 1 8 号線	津市一志町庄村字南出 2 9 8 番 5 地先から津市一志町庄村字南出 2 9 8 番 8 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
4 5 7 6	三行北黒田線	津市河芸町三行字成瀬 3 6 8 番 1 地先から津市河芸町三行字成瀬 3 0 8 番 8 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日
3 0 0 6	西ノ垣内北谷線	津市白山町三ヶ野字親垣内 3 7 8 3 番 1 地先から津市白山町三ヶ野字越後谷 3 8 1 7 番 2 地先まで	令和 4 年 1 2 月 2 8 日

5426	野田第15号線	津市野田字沢中2835番2地先から津市野田字掛木2848番3地先まで	令和4年12月28日
5502	野田第19号線	津市野田字沢中1979番2地先から津市野田字沢中1992番31地先まで	令和4年12月28日
5503	野田第20号線	津市野田字沢中1992番25地先から津市野田字沢中1968番5地先まで	令和4年12月28日
5504	野田第21号線	津市野田字沢中1966番2地先から津市野田字掛木2843番7地先まで	令和4年12月28日
4080	塔世橋南郊線	津市藤方字西大田557番1地先から津市高茶屋小森上野町字東浦1183番1地先まで	令和4年12月28日

津市告示第266号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により次の区域の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業計画が定められた年月日
令和4年12月6日
- 2 調査を実施する者の名称
津市
- 3 調査地域
小戸木
- 4 調査期間
告示の日から令和5年1月31日まで

津市公告第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年12月21日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和4年12月16日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町棕本字藤ノ山3749番2ほか3筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市芸濃町棕本4299番地
株式会社ジオ
代表取締役 櫻井 永美

津市公告第151号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年12月26日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

504122603

公告日	令和4年12月26日	工事担当課	建設整備課	
工事名	令和4年度建整特第6号 いつくしみの杜進入路整備工事			
工事場所	津市 半田	地内		
工事概要	掘削工 1,800m ³ 路体盛土工 2,190m ³ 路床盛土工 630m ³ コンクリートブロック工 115m ² 側溝工 227m			
工期	契約締結の日から 令和5年6月20日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年1月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年1月20日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年1月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年1月17日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年1月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和5年1月25日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	35,221,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 			

事後審査型条件付一般競争入札

504122604

公告日	令和4年12月26日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和4年度南香地第1号 東山荘外塀及び門扉改修工事			
工事場所	津市 香良洲町	地内		
工事概要	表層 60m ² 柵工 29m			
工期	契約締結の日から 令和5年3月22日 まで			
発注業種	とび・土工・コンクリート			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおりとび・土工・コンクリート工事等で発注されたフェンス設置工事等(土木一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年1月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年1月20日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和5年1月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年1月17日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年1月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	令和5年1月25日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	3,676,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

津市公告第152号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年12月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			地積 (㎡)	変更面積 (㎡)	用途区分	
大字	字	地番			変更前	変更後
雲出長 常町	長常南	1558番	1,804	612	農地	農業用施設用地